

自賠償抜きの運転免許

2014年7月22日

筒井哲郎

1. 自動車の運転免許との違い

現在、原子力規制委員会は、12カ所、19基の原子力発電所について、新規規制基準適合性審査を行っている。そして、去る7月16日に九州電力(株)川内原子力発電所の審査書(案)を発表して直ちにパブコメ(Public Comment)を求める手続きを開始した。パブコメ意見をどれだけ取り入れるか分からないが、その手続きを終えれば、規制基準に適合しているか否かという審査に対して「合格」という結論を出すことになる。

この規制基準に適合するという意味は何か? 自動車の運転免許のようなものである。学科試験と実技試験を教習所の教官が審査して、「一定の要件を満たしているから“運転免許”を与える」というのに似ている。一定の技能をマスターしており、公共道路上で運転しても良い、と公式に認めるのである。

2. 事故のリスク

では、「運転免許」取得者は、絶対に事故を起こさないか? そんなことはない。自動車相互、自動車と人、積雪時のスリップ、地震時の転落など、人為ミスにも自然災害にも遭遇する可能性がある。

それらのリスクに備えて、自動車の場合は下記の救済措置を予め準備している。

- 1) 自動車メーカーによる製造物責任保証
- 2) 運転者が加入する対人・対物責任保険

つまり、「事故リスクが社会的許容範囲にある」とした上での保証や保険が備えられている。

それでは、原発の場合はどうか?

- 1) メーカーの製造物責任保険はない
- 2) 電力会社の事故を起こして周辺住民に支払う損害賠償額の保険金額は、わずかに1200億円である。
- 3) 前項の保険は運転ミスによる場合だけに適用され、自然災害(地震・津波など)の時は免責となる。
- 4) 上記の金額を超える場合は、国が損害賠償金を支払う。

つまり、免許を与えられたものがもし事故を起こしても、損害賠償責任をほとんど問われない仕組みである(注1)。ならば、「原発の運転免許」を与える際には、「自動車の運転免許」と本質的に違う「絶対に事故を起こさない」確証を得てなされるのであろう

か？

3. 適合性審査の設計基準と重大事故対策

原発に重大事故を起こさせるもっとも大きな要因は、地震・津波・火山などの自然現象である。残念ながら自然認識の学問は未熟で、向こう数十年間に襲ってくる最大の脅威は不明である。断層の有無・地震活動、火山の噴火、最大津波高さなどを誰も確信を持って予測することはできない。

ほかに、人為ミスと故意による破壊工作は、対処不可能である。それで、福島事故以降は重大事故が発生するという前提で、それを緩和する方策を準備する、という方針に変えた。

これは、自動車事故に比較すると、自然災害や他人からのもらい事故などは防ぐことができないから、そのときは緩和措置をとるように、というのと同程度のレベルである。

4. 重大事故対策の方針は未来形

川内原発の適合性審査の「審査書（案）」（注2）を見ると、全418ページのうち、113ページから417ページまで、つまり300ページ余が、重大事故に対処する設備と技術的能力があるかを審査した結果占められている。多数の重大事故シナリオを想定しているが、それぞれの「審査結果」の多くに、「規制委員会は、申請者が設備及び手順等を、適切に整備する方針であることを確認した」という記載が多くなされている（注3）。

これは、「マニュアル作りや訓練をこれから行う」と言っているのと同然で、自動車教習所という「仮免許」のレベルであって、まだ「免許」を渡せない状態なのではないだろうか？

5. 確率的リスク評価は保険に代わりうるか？

以上見たように、「原発運転免許」は、「自動車運転免許」以上に厳しい条件を課しているかと問うと、むしろ未熟なところがある。

それでは、「自動車運転免許」よりも手厚い保険金を掛けているのかといえば、事業者もメーカーも政府も掛けないで、「事故は起こらない」あるいは「大きな被害は発生しない」という理屈を立てて、保険金の準備を雀の涙程度にしかしていない。それを正当化する理屈が「確率的リスク評価 Probabilistic Risk Analysis」で、「これこれの手立てをすれば事故発生確率は100万年に一度、あるいは10万年に一度だから、起こらないのと同じである」という主張である。

2011年の福島事故で、重大事故は起こることが実証されてしまった。そして、いったん重大事故が起こると、国が破滅するほどの取り返しがつかない事態に陥ることがわか

った。

6. まとめ

去る7月16日に公開された川内原発の「審査書(案)」は、われわれが日常馴染んでいる自動車運転の免許制度および保険制度と比べてみても、決して優れているところがないといえる。そもそも規制委員会が、今後の運転行為に対して一定の資格審査を行うという事柄の性格から言えば、それも無理からぬことである。

そのような性格を熟知した上で、市民が健全な良識をもって判断するほかに選択肢はない。

- 注1. 自動車運転免許との対比については、朴勝俊関西学院大学教授の講演「原発地元の未来を一緒に考えよう」2014年7月20日、東海村 に示唆を受けた。
- 注2. 「九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)」2014年7月16日、原子力規制委員会
- 注3. たとえば、P.269、P.272 など。

以上